5　本報告で対象とした重症事例（死亡に至らなかった事例）概要一覧

本報告では、死亡事例では把握できない事例の背景等も踏まえた分析を行うため重症事例（死亡に至らなかった事例）も調査を行っている。

地方公共団体において児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が虐待相談として受理した事例のうち、こどもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和６年10月１日時点で関わりが継続している事例を対象として原則１事例程度の報告を求めたところ、47事例の報告があった。

以下に概要を示す。

番号	事例概要
1	生後4か月 ・定期受診の際に本児の全身に痣があり、医療機関からの通告により一時保護委託となった。 ・本児の先天性疾患や発達の遅れ、周囲からの育児協力が得られないことのストレスもあり、実母が加害に至った
2	生後1か月 ・家庭内の転落（受傷機転と説明内容に矛盾なし） ・急性硬膜下血種、頭蓋骨骨折と診断され入院
3	3歳 ・実父が本児を持ち上げ顔面から床に叩きつけたことで受傷、受診先の医療機関からの通告 ・本児、きょうだいを含めた3名を一時保護した
4	生後3か月 ・知的障害のある実母の不適切な養育により体重増加不良となった ・きょうだいの妊娠時から特定妊婦として要対協登録、継続的支援を行っていた ・両親の同意のうえ、一時保護委託、乳児院入所措置を行った
5	生後3か月 ・痙攣発作を起こし受診したところ硬膜下血腫あり、医療機関より身体的虐待の疑いで通告 ・家庭訪問や助言指導を行っていたが、本児が再受診し、大腿骨不全骨折が判明したことから、同日に一時保護委託となった
6	生後6か月 ・嘔吐、痙攣発作等により受診。医療機関が外部からの強い力が加わった可能性を疑い通告 ・受傷原因不明 ・一時保護委託となったが、助言指導を行い退院とともに一時保護解除となった
7	1歳 ・実父と本児が2人で在宅中に、本児の頭を家具に打ち付け受傷させ ・本児の発達の遅れに悩み、以前から不適切な養育があったと発言あり ・本児は重症心身障害判定のため、医療型障害児入所施設への措置となった
8	生後2か月 ・本児の頭蓋骨骨折、頭蓋内出血があり、受診先の医療機関から身体的虐待の疑いがあると通告 ・実父が本児をバウンサーに投げ落とすといった加害が判明
9	10歳 ・精神疾患のある実母による本児（自閉症スペクトラム障害）への身体的虐待 ・本児への身体的虐待で要対協による進行管理中に発生した。本児の行動に対して衝動的に加害。その後、実母自ら虐待対応担当部署へ連絡した

番号	事例概要
10	生後4か月 ・自宅で本児の意識低下があり、救急搬送。硬膜下血腫、眼底出血などが認められた。医療機関からAHTを疑い、通告
11	生後6か月 ・自宅で本児が心肺停止となり、救急搬送。医療機関から通告 ・受傷機転不明の骨折もしており、本児ときょうだいの一時保護を実施 ・児童福祉司指導、継続的な本児の通院、保健師のサポートを行うことで一時保護解除となる
12	生後2か月 ・本児が自宅にて呼吸不全となり救急搬送、両側頭部に骨折、血腫などが認められた。 ・実父母の受傷機転の説明と本児の状態が異なることから虐待を疑い医療機関から通告。本児、きょうだいを一時保護した
13	3歳 ・実母が本児の首を絞め、止めようとした母方祖父にも暴力を振るったため通報 ・子育てに不安があるため母方実家で育児を行っていた
14	生後2か月 ・実母が本児を床に投げつけ、口を塞ぐなど加害。その後、顔面蒼白となったため受診。 ・頭蓋骨骨折、硬膜下血腫、肋骨骨折あり、医療機関から通告により一時保護委託
15	生後4か月 ・本児の身体に複数の傷や痣があり虐待が疑われると医療機関から通告により一時保護委託 ・その後実父による揺さぶり等の加害があったことが判明
16	2歳 ・要対協管理中の本児に対する長時間の保育所利用や自宅に放置するなど不適切な養育があり一時保護を実施 ・きょうだいも顕著な体重減少等により、一時保護となり措置入所を行っていた
17	生後5か月 ・実母が育児不安を理由に母方実家に帰省中に、本児の首を絞め無理心中を図った ・実母はうつ病により通院中、ハイリスク妊婦として管理されていた。
18	6歳 ・本児に首を絞められたような痕があり、発見した本児の所属先が通告 ・本児に確認したところ、「湯舟で頭を押された」と話し日常的に暴力を振るわれていた可能性あり
19	生後3か月 ・実父が泣き止まない本児の口を塞ぐといった加害によって心肺停止となり緊急搬送 ・事案発生時、実母は不在であった
20	生後5か月 ・実母が本児に対して暴行や不適切な養育を行い、本児が硬膜下血腫により入院 ・実母に産後うつの傾向があったこと、過去にも不適切な養育があったことから一時保護を実施
21	1歳 ・頭蓋骨骨折により救急搬送された本児について、受傷機転も不明のため医療機関から通告 ・養父による加害による受傷であることが判明
22	3歳 ・双胎である本児の極度の栄養失調や発達遅滞があることから、きょうだい含め3名の一時保護を実施
23	9歳 ・実母が「本児の首を絞めています」と自ら警察へ通報。警察が駆けつけ、現行犯逮捕した（実母はそのまま医療保護入院）
24	4歳 ・本児の態度に憤怒した実父が、本児を床に投げ落とし受傷、自宅から緊急搬送 ・医療機関から通告があり、同日一時保護を実施、きょうだいも同日一時保護を実施。

番号	事例概要
25	9歳 ・本児の全身に痣があることから通告 ・本児が「養父から暴力を受けた」と発言したことから、一時保護を実施
26	4歳 ・以前より実母の本児に対する身体的虐待等により児童相談所が係属していた中で、定期家庭訪問時に本児の顕著な体重減少が発覚し、一時保護を実施。
27	生後5か月 ・不適切な養育環境により、本児の継続的な体重増加不良や複数の痣があることから実母に指導するも改善しないと市町村から情報提供あり ・背中の褥瘡、口腔内の傷等が確認されたため乳児院へ一時保護委託を実施
28	4歳 ・転居元からきょうだい間格差等がみられると情報提供があったため、児童相談所が訪問。 ・実父母から養育困難を訴え、一時保護に同意したため、同日に一時保護を実施。 ・翌日の受診で極端な低体重等であったため、医療機関へ一時保護委託となった
29	生後4か月 ・早産児、低体重児で、出生時の合併症で免疫機能が未熟で重傷化リスクがあったため、医療機関から保護者に対し養育環境の改善を助言するも理解が不十分であった。 ・短期間で3回感染症に罹患、医療機関への受診が遅れ重症化したため、入院中に医療機関から通告 ・その後、乳児院入所措置となった
30	9歳 ・本児の態度に憤慨した実母が、本児の首を絞めるなど加害。その後、実母自ら警察へ通報 ・実母は以前より精神疾患があり、措置入院となった
31	5歳 ・本児の極度な低体重、運動機能の障害等が認められ保健センターから通告 ・本児の受診を指導したが受診する可能性が低いと判断、家庭訪問を実施し本児を一時保護
32	2歳 ・実母が本児の胸部等を複数個所包丁で刺すなどの加害 ・実父が制止し、警察へ通報。動機は不明
33	11 歳 ・近隣より泣き声、叱責の声がすると通告、本児ときょうだいに対する実母による心理的虐待事例として支援 ・本児の所属先から本児が「実母が首をしめた」と開示し、首の周囲に赤い線を確認したため通告 ・児童相談所が本児に事実確認を行ったうえで一時保護を実施
34	生後1か月 ・本児の痙攣発作等で入院検査をしている医療機関から、受傷機転不明で虐待の疑いがあると通告
35	4歳 ・本児の所属先から本児が骨折し、「母のパートナーからの暴力があり、母親はいたけど、守ってくれなかった」と言っていると通告。受傷機転は明らかになっていない。
36	生後3か月 ・本児が自宅で吐血し意識消失したため緊急搬送、硬膜下血腫等の受傷が多数認められたため医療機関から通告 ・実父母は関与を否定しており、受傷機転不明
37	生後8か月 ・本児が自宅内で転落し意識障害がみられたため救急搬送 ・実父が目を離した隙にベビーソファから落ちたと説明しているが、事故か判断できないと医療機関が通告

番号	事例概要
38	生後9か月 ・自宅で顔面蒼白、意識レベル低下となり救急搬送、硬膜下血腫、頭部で痣が確認された ・医療機関から本児が虐待による乳幼児頭部外傷（AHT)の疑いがあると通告 ・実母の受傷機転の説明と受傷状況に齟齬があるとし、一時保護を実施
39	生後2か月 ・服を着ていない本児を連れて実母が歩いているところを目撃した通行人が通報、本児の一時保護を実施 ・その後、一時保護解除をするが、極度な体重減少等があり再度一時保護を実施
40	生後2か月 ・本児が自宅にて重度の脱水と低血糖状態となり緊急搬送 ・実父から実母への DV、予期しない妊娠であったため、妊娠期から関係機関が支援を継続
41	生後1か月 ・1か月健診の際に、本児の身体に骨折や傷、痣等があると医療機関から通告 ・安全確保のため、きょうだい2名も含め一時保護を実施
42	生後1か月 ・揺さぶりによる硬膜下血種、くも膜下出血等の受傷の疑い
43	生後2か月 ・本児に複数の骨折、血胸、急性硬膜下血腫、脳実質損傷、体重増加不良等が認められ、医療機関から通告があり、きょうだいと本児を一時保護。受傷機転は不明
44	10 歳 ・本児の態度に憤慨した実父が頭部を叩く、腹部を踏みつけるなどの暴行を行った ・本児の頬と耳が腫れ、顎、肩、首に複数の傷があったことから所属先から通告
45	生後7か月 ・本児が自宅で呼吸停止しているのを発見し救急要請 ・本児は普段からうつぶせ寝となることが多く、適宜実父母が直していた ・医療機関からは SIDS の可能性が高いと報告あり
46	9歳 ・本児が自宅でケトルが倒れた際にこぼれた湯がかかり熱傷、医療機関を受診 ・受傷機転が本児と実父母の説明に齟齬があることから医療機関から通告、調査のため一時保護を実施
47	生後3か月 ・本児が自宅で心肺停止しているのを発見し実父が救急要請 ・低酸素脳症による脳浮腫、硬膜下血腫などが認められ医療機関から通告。 受傷機転不明